



2022年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ  
代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶  
(コード番号 2461)  
問合せ先 執行役員社長室長 杉山 紳一郎  
(TEL : 03 - 5766 - 3530 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月8日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第23回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。
- ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、当社定款第14条を変更し、第2項を追加するものであります。また、定款第14条第1項ただし書き及び同条第2項の新設は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>第 13 条</u>  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 13 条</u>  <u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p><u>第 14 条 (招集地)</u></p> <p><u>株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地、もしくは東京都各区内においてこれを招集する。</u></p>	<p><u>第 14 条 (招集地)</u></p> <p><u>1. 株主総会は本店所在地またはこれに隣接する地、もしくは東京都各区内においてこれを招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 13 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則第 1 項乃至本項は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>4. 変更後定款第 14 条第 1 項ただし書き及び同条第 2 項の新設は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本附則本項は定款第 14 条の変更の効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日	上記 1. (1) 変更案附則 1. に記載の日 上記 1. (2) 変更案附則 4. に記載の日

以上